

固定資産税の減免

◎災害(火災・風水害など)により資産に被害を受けられた場合

◎生活扶助を受けている場合

◎次の条件すべてに当てはまる人(1/2に減額)

- ①世帯全員の前年中の所得が所得基準(右表)以下
- ②所有者が65歳以上、特別障害者、寡婦または寡夫
- ③資産が延べ床面積70㎡以下の自己居住用の家屋のみ
- ④固定資産税・都市計画税の年税額の合計が5万円以下

世帯数	所得基準
1人	35万円
2人	91万円
3人	126万円
4人	161万円

◎マンションの敷地に設置されている子どもの遊び場および集会所の面積が100平方メートル以上などの一定の要件を満たす場合

市営交通料金の割引

◆70才以上の高齢者は無料(敬老優待パス)

*70歳の誕生日になったら区役所保健福祉センターへ申請します

◆障害者(身体・精神)は無料(同伴者1名も無料)から半額まで状況により軽減されます。

◆母子家庭の場合も割引があります。

水道料金減免制度

下の表に該当する世帯は基本料金が年間1万8,912円減免されます。

申し込みは水道局営業所かサービスステーションへ。

	対象となる世帯	必要書類
高齢者世帯	①65才以上ひとり暮らし世帯 ②夫婦どちらか65才以上で配偶者が60才以上 ③65歳以上ばかりの世帯 ④子どもが60歳以上の親子世帯	世帯全員の住民票
母子・父子世帯	18才未満の児童のいるひとり親世帯	市営交通割引証か児童扶養手当証書
重度障害者世帯	身体障害者 1・2級	身体障害者手帳